



市税等に係る差押通知文書の誤送付について

市税等に係る差押え（滞納処分）を行った旨を滞納者本人へ通知する文書（以下「当該文書」）を誤って別の滞納者の方へ送付する事案が発生しました。

1 概要

簡易書留郵便により滞納者本人へ送付した当該文書が、本人不在及び保管期間経過により当室へ返送されたため、これを別の封筒に封入し直し、普通郵便により再送付する際、2件の内容物が相互に入れ替わったことに気付かず誤送付をしたものです。

2 誤送付の件数

2件

3 経緯

令和6年5月20日（月）に郵便局から当該文書が返送されたため、同日中に再送付したところ、同月29日（水）に滞納者の配偶者から、「開封したところ、別の宛名の封書が入っていた」旨の連絡があり、誤送付が判明しました。

4 原因

再送付のための封入時に、当該文書は、誤配送の許されない重要な文書であるという認識に欠け、複数人による内容物の確認を怠っていたことによるものです。

5 対応状況

電話連絡、訪問等により、早期の回収に努めています。

6 再発防止策

個人情報が含まれる書類を送付する際には、送付担当者が個人情報の取扱いの重要性を再認識した上で発送作業を行うこと及び封入時には複数人で確認することを徹底します。